

民間活用調整委員会設置要綱

（目的及び設置）

第1条 川崎市民間活用（川崎版P P P）推進方針（以下「方針」という。）を踏まえ、本市の事業における民間活用手法の導入検討、事業者選定、モニタリング・評価及び総括の実施に際し、必要な調整を行うため、民間活用調整委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（定義）

第2条 この要綱において「優先的検討対象事業等」とは、優先的検討対象事業及び優先的検討対象財産をいう。

2 「優先的検討対象事業」とは、本市において実施する施設整備事業、施設管理運営事業、施設整備及び管理運営事業（方針において、個別検討事業として指定する事業を除く）をいう。

3 「優先的検討対象財産」とは、本市で実施する公有財産利活用事業のうち、原則100㎡以上かつ次の各号に定めるもので、売却や貸付において条件を設定して活用を図る事業（方針において、個別検討事業として指定する事業を除く）をいう。

（1） 用途廃止の予定がある又は現況が未利用でありかつ行政利用を行わない公有地又は公共施設

（2） 概ね5年以内に行政利用を行わない公有地又は公共施設

4 この要綱において「民間活用手法」とは、指定管理者制度やP F I、コンセッション事業等、民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用して公共サービスの提供等を行う方法をいう。

（所掌事務）

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項について調整する。

- （1） 優先的検討対象事業等における民間活用手法の導入検討に関すること。
- （2） 自由提案方式による民間提案事業（関係する事業所管課が多数にまたがる等の事業の対象、範囲等が比較的大きいもの）の採用検討に関すること。
- （3） 前2号において導入又は採用した事業の事業者選定、モニタリング・評価及び総括（効果検証・課題把握）に関すること。
- （4） 委員会が指定する事業の前3号に関すること。
- （5） その他必要な事項に関すること。

（委員会）

第4条 委員会は、委員長、副委員長及び委員（以下「委員等」という。）をもって構成し、別表第1に掲げる職員をもって充てる。

2 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

3 委員会は、委員等の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 委員長は、会務を総理し、委員会の議長となる。

5 委員長が必要と認める場合は、関係職員その他関係者に出席又は資料の提出を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

6 委員は、委員会に出席できないときは、その指名する者を代理で出席させることができる。

7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、

その職務を代理する。

(幹事会)

第5条 委員会に、委員会を補佐するため、幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織し、別表第2に掲げる職員をもって充てる。

3 幹事長が必要と認める場合は、幹事会に臨時の幹事を置くことができる。

4 幹事会の会議は、前条第2項から第6項までの規定を準用する。この場合において、「委員会」とあるのは「幹事会」と、「委員長」とあるのは「幹事長」と、「委員」とあるのは「幹事」と、「委員等」とあるのは「幹事等」と読み替えるものとする。

5 幹事長に事故があるとき、又は幹事長が欠けたときは、幹事長が指名した幹事はその職務を代理する。

(所管局長による調整)

第6条 第3条第1項に掲げる事項に関する事業を所管する局等の長(所管局長)は、同条同項に掲げる委員会の調整事項について、委員会と調整するものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務企画局行政改革マネジメント推進室において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員会で定める。

附 則

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第 1（第 4 条関係）

委 員 長	総務企画局長
副委員長	財政局長
委 員	総務企画局都市政策部長
〃	総務企画局公共施設総合調整室長
〃	総務企画局行政改革マネジメント推進室長
〃	財政局財政部長
〃	財政局資産管理部長（委員長が指定する事業の調整を行う場合に限る。）

別表第 2（第 5 条関係）

幹事長	総務企画局行政改革マネジメント推進室長
幹 事	総務企画局都市政策部企画調整課長
〃	総務企画局公共施設総合調整室担当課長
〃	総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長
〃	財政局財政部財政課長
〃	財政局資産管理部資産運用課長（幹事長が指定する事業の調整を行う場合に限る。）